

意見書（案）第13号

精神障がい者の医療保護入院の縮小・廃止を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	伊 沢 けい子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	野 村 羊 子

精神障がい者の医療保護入院の縮小・廃止を求める意見書

2022年12月、国会で医療保護入院制度を「改正」する法律が成立した。しかし、精神障がい者本人の人権が守られているとは言えないことから、法の見直しを求めるものである。

昨年8月には、国連障害者権利委員会における日本審査が実施され、同9月、総括所見が示された。その中で、国連障害者権利委員会は、心理社会的障害（精神障害）のある人の強制的な扱いを正当化する全ての不当な法的規定を廃止することを勧告し、精神科病院に入院している心理社会的障害（精神障害）のある人の全てのケースを見直し、無期限の入院の廃止、インフォームド・コンセントの確保及び地域社会で必要な支援を受けて、地域で自立した生活を促進することを日本政府に要請した。

国は、上記の勧告を踏まえ、医療保護入院（精神保健福祉法第33条）を含む強制入院制度の廃止を視野に入れた改革を実施することを求められていた。しかし、今回の「改正」で、医療保護入院について、期間を設定したものの、更新を繰り返すことを可能とし無期限の入院を許容していることは、強制入院制度の縮小・廃止への抜本的改革に沿うものとは言い難い。そもそも家族等による同意を要件として医療保護入院を可能とする制度は、家族等の過重負担や権利擁護の観点から廃止されるべきところ、「改正」法では家族等の同意要件を残しながら家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長同意による医療保護入院を可能とするものであり、医療保護入院の適用範囲を拡大している。これは、抜本的改革に逆行するものと言わざるを得ない。

本市には大きな精神科病院が2つあり、地域で暮らしている精神障がいを持つ人も多い地域である。また、現在精神疾患にかかる人も増えている中で、人権が尊重されることが強く求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、精神保健福祉法における医療保護入院の見直しを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち